

刑法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>第一条〜第八条〔略〕</p> <p>〔検討〕</p> <p>第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>第一条〜第八条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>